

# 水稻共済の加入方式が変わります



令和4年産からこれまでの**一筆方式(ほ場単位の補償)**が廃止され、**農家単位で補償される方式へ移行**していただくこととなります

## 収穫したお米を全量

JAのカントリーエレベーター等で乾燥調製している方は・・・

### 全相殺方式

補償割合(90%,80%,70%)

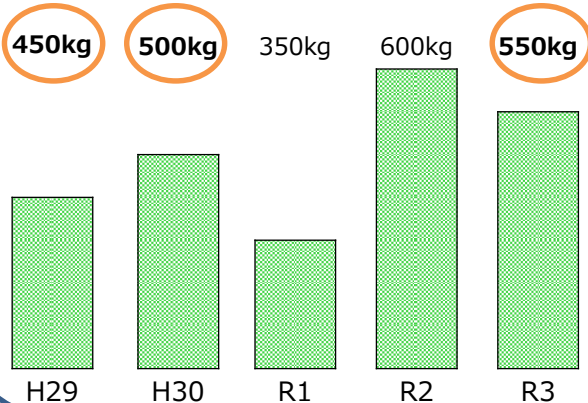
- ・ **平年の収穫量の9割(最高補償)を下回った時に補償!**
- ・ **自身の過去の実績によって補償数量が決まります!**
- ・ **JAのカントリーエレベーター等への搬入実績が損害評価の基礎となるので正確な評価ができます!**

※対象となるのは共済事故(自然災害、獣害、火災、病害、虫害等)による収量の減収です  
※収穫量が乾燥調製施設の荷受実績によって適正に確認できる方が加入できます

### ●引受イメージ ※補償割合 90%(最高)の例

水稻を30a栽培している場合

直近5カ年10aあたり収量実績  
(乾燥調製施設からの提供データで算出)



#### ○基準単収

最低・最高を除く3カ年分を平均  
 $(450\text{kg} + 500\text{kg} + 550\text{kg}) \div 3 = 500\text{kg}$

#### ○基準収穫量

基準単収×栽培面積  
 $500\text{kg}(10\text{aあたり}) \times 30\text{a} = 1,500\text{kg}$

補償外部分(1割) 150kg

**引受数量(補償数量)**  
**=基準収穫量×9割**  
**=1,350kg**

### ●お支払いイメージ

JAのカントリーエレベーター等から提供された実績が1,000kgであり、ほ場評価の結果、共済の対象事故であり、肥培管理等に本人の責がなかった場合

$$\begin{aligned} \text{減収量} &= \text{基準収穫量} - \text{収穫量} \\ &= 1,500\text{kg} - 1,000\text{kg} \\ &= 500\text{kg} \end{aligned}$$

補償外部分(1割) 150kg

支払い対象部分  
**350kg**

収穫量  
(乾燥調製施設からの提供実績)  
1,000kg

・ 減収量から補償外部分を差し引いた数量が支払い対象となります

裏面へ続く

収穫したお米（全量又は一部）をご自身で乾燥調製している方は・・・

## 半相殺方式

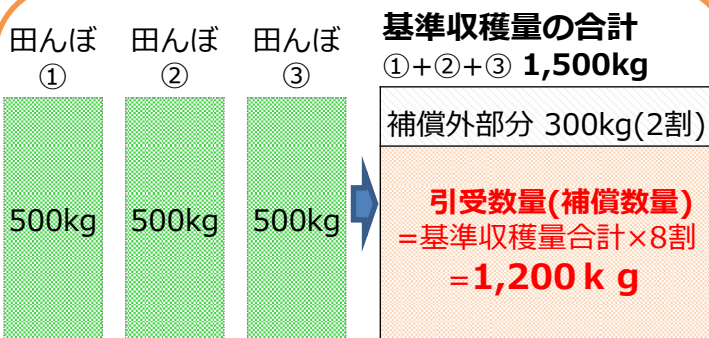
補償割合(80%,70%,60%)

- ・ 基準の収穫量の8割（最高補償）を下回った時に補償！
- ・ どなたでもご加入できます！

※対象となるのは共済事故(自然災害、獣害、火災、病害、虫害等)による収量の減収です

### ●引受イメージ ※補償割合 80%(最高)の例

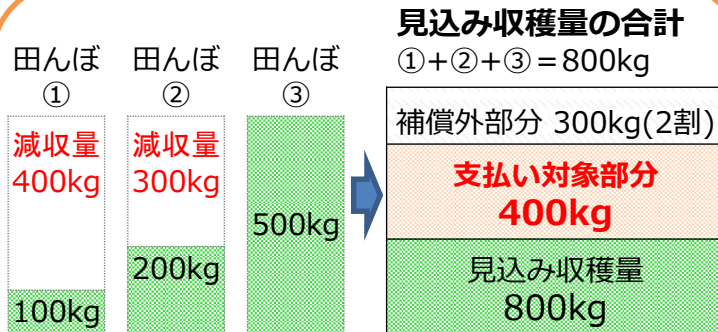
一筆が10aで基準収穫量500kgの水田3筆で  
水稻を栽培している場合



・ ほ場ごとの基準収穫量の合計の8割が補償される収量になります

### ●お支払いイメージ

田んぼ①、田んぼ②で補償対象被害があり、  
損害評価の結果見込み収穫量が、  
田んぼ①で100kg、田んぼ②で200kgであった場合



・ ほ場ごとの減収量の合計から補償外部分を差し引いた数量が支払い対象となります

## ほ場単位の大きな被害にも特例・特約で対応！

全損被害(収穫皆無)となった、ほ場がある場合・・・

全損になった、ほ場の**7割部分**をお支払いします

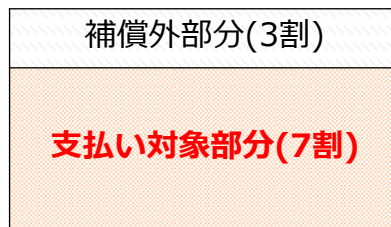
※各方式の最高補償割合で加入している場合

### 一筆全損特例

田んぼA



○標準で付帯されています



共済金をお支払いします

さらに、特約をつけることによって・・・

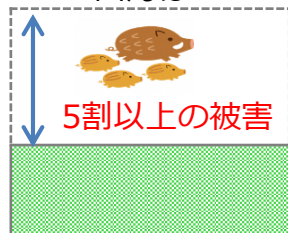
半損以上となった、ほ場がある場合、

**5割減収とみなし2割部分**をお支払いします

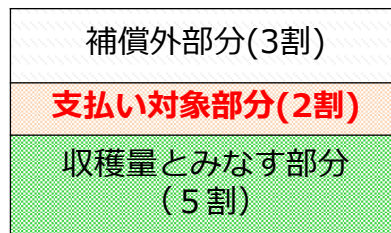
※各方式の最高補償割合で加入している場合

### 一筆半損特約

田んぼA



○わずかな掛金で付帯できます



共済金をお支払いします